5　第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第二項の規定により有料の職業紹介事業（就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限る。）を行う場合における同条第一項第二号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

6　第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第五項の規定により労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

第四十条　都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。

2　前条第四項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第四十一条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改め、同条第三項中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十五条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第四十二条から第四十三条の三まで」を「第三十八条から第四十三条まで」に、「、第四十二条第一項」を「、第三十八条第一項」に、「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」を「連合の指定区域」に、「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、「シルバー人材センター連合」と」の下に「、第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と」を加え、「第四十三条の二」を「第四十二条」に改め、「「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と」を削り、「第四十三条の三第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「、同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と」を削る。

第四十八条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第四十三条から第四十三条の三まで」を「第四十一条から第四十三条まで」に、「第四十三条の二」を「第四十二条」に、「「第四十二条第一項」を「「第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）」に、「第四十三条の三第一項」を「第四十二条第一項」に、「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に、「中「第四十二条第一項」を「中「第三十八条第一項」に改め、「、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八条において準用する前条」と」を削る。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）

第五条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条の二　事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第十六条中「第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項」を加える。

第二十条第二項中「第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を、「性的な言動」の下に「又は同項に規定する言動」を加える。

第三十条中「第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項」を加える。

第三十一条第一項中「第十一条第三項」の下に「、第十一条の二第三項」を、「第十一条第二項」の下に「、第十一条の二第二項」を、「第七条、第九条第三項」の下に「、第十一条の二第一項」を、「従事しなかつたこと」と」の下に「、第十一条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と」を加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に、「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改める。

第四十七条の二中「、第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項」を、「同法第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を加える。

第四十七条の四を第四十七条の五とし、第四十七条の三を第四十七条の四とし、第三章第四節中第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の三　労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同条中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第七条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　対象労働者等に対する支援措置
第一節　国等による援助（第三十条―第三十五条）
第二節　指定法人（第三十六条―第五十二条）」を「第十章　対象労働者等に対する国等による援助（第三十条―第五十二条）」に、「第六十八条」を「第六十六条」に改める。

第二十七条中「及び第三十九条第一項第一号」を削る。